

訪問介護契約
(第1号訪問事業)

重要事項説明書

ほほえみかぐら 訪問介護事業所

訪問介護契約 重要事項説明書

〈 令和8年4月1日 現在 〉

当会では、指定訪問介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約される際に注意いただきたいことなどを、次のとおり説明いたします。

原則として、サービスの利用は、要介護認定を受けられ「要支援」または「要介護」と認定された方および南丹市の『基本チェックリスト項目』で該当された「事業対象者」が対象となりますが、要介護認定を受けられる前の方でも、サービスの利用は可能です。

1. 当会が提供するサービスについての相談窓口

電話	0771-72-3022(平日 8:30 ~ 17:15)
担当	管理者 坂本 暁人 (さかもと あきと)

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 当会訪問介護事業所の概要

(1) 訪問介護事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所の名称	ほほえみかぐら訪問介護事業所
事業所の所在地	京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内6番地4
出張所の名称	ほほえみかぐら訪問介護事業所 美山出張所
出張所の所在地	京都府南丹市美山町安掛下8番地
介護保険指定事業者番号	(京都府指定)2673400053
サービスを提供する地域	京都府南丹市日吉町内・美山町内

※上記地域以外の方でも、希望の方は相談下さい。

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	資格等
管理者	1名 (専任)	—	—
サービス提供責任者	3名 (兼務)	3名 (兼務)	介護福祉士
訪問介護員	3名 (兼務)	23名 (内、兼務4名)	介護福祉士(17名) ヘルパー2級(9名)

(3) 営業時間

6:00 ~ 22:00 まで (年中無休)

3. サービスの内容

当事業所では、利用者のお宅に訪問し、身体介護や生活援助などのサービスを提供いたします。

※当事業所が提供するサービスについて

- 1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険から給付されるサービスについて

利用者に対する具体的なサービスの提供内容、実施日および実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それに基づいて「訪問介護計画」に定められます。

※以下のサービスについて、利用料金の大部分（通常9割、所得に応じて8割若しくは7割）が介護保険から給付されます。

①身体介護

利用者の身体に直接触れて行う介助、必要な準備、後始末、日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助、専門的な援助を行います。

自立支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

②生活援助

身体介護以外で、洗濯、掃除、調理などの日常生活の援助を行います。ただし、次のような行為は生活援助には該当しません。

- 1) 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- 2) 直接利用者の日常生活の援助に属しないと判断される行為

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員（ホームヘルパー）

サービスを提供する際に、あらかじめ担当の訪問介護員を決定します。

※ただし実際のサービス提供時は、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①利用者からの申し出による訪問介護員の交替

選任された訪問介護員の交替を希望される場合には、その訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替をご希望される理由を明らかにした上で、当事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

※ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②当事業所からの訪問介護員の交替

当事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

※この場合、利用者に対して、サービスを利用の上で不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められたサービス以外の提供の禁止

利用者は、定められたサービス以外の業務を依頼することはできません。

②サービス提供責任者の責務

サービス提供時にご利用者の体調の変化（口腔・服薬に関すること）の気づきがあれば担当ケアマネジャーや関係者に情報を共有します。

③訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて当事業所が行います。

※ただし、利用者の事情・意向等に十分に配慮いたします。

④サービス提供時の備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

(4) 利用者の事情によるサービス内容の変更について

サービス利用当日に、利用者の体調等の事情で予定されていたサービスの提供ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、当事業は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求いたします。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為または医療補助行為
- ② 利用者からの物品等の授受
- ③ 利用者以外の方(家族等)に対する訪問介護サービス
- ④ 利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他、利用者に対する迷惑行為

(6) 利用契約の解除について

利用者や家族などが、当事業所や当事業所の職員に対して、ご契約を継続しがたいほどの背信行為(※1)を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービス提供を終了させていただく場合がございます。

※1の内容

- ① 暴言、暴力行為及びそれらを安易に想起させるような威圧的、強圧的な言動
- ② 嫌がらせ(ハラスメント)行為
- ③ 事実に基づかない言動
- ④ 直接・間接に寄らず誹謗中傷行為
- ⑤ 無用な個人情報の開示又は拡散
- ⑥ その他、サービス利用又は提供の継続が著しく困難になるような行為

5. 利用料金について

利用にかかる料金は[別紙1-1及び別紙1-2]のとおりです。

6. 当会の訪問介護の特徴等

(1) 運営の方針

＜ 当会訪問介護事業「運営規程」抜粋 ＞

(事業の目的)

- ・介護保険法（以下「法」という）の理念に基づき、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供する。
- ・利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防を目的とする。
- ・要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

(運営方針)

- ・訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- ・懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ・介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ・常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者等に対し、適切な相談および助言を行う。
- ・地域との結び付きを重視し、南丹市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- ・提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

7. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な対応をします。

8. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、家族、南丹市、担当居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な対応をします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 損害保険会社名 | あいおいニッセイ同和損保 |
| (2) 損害保険の種類 | 介護保険・社会福祉事業者総合保険 |

9. 業務継続計画の策定について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

訪問介護員等に対しては、策定した業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 衛生管理について

当事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の通り必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 高齢者等虐待防止について

(1) 当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止に関する責任者を管理者とします。
- ② 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を行います。
- ③ 苦情解決体制の整備を行います。
- ④ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑤ 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

(2) サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報等の必要な対応をします。

12. 身体拘束について

当事業所では、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者またはその家族等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また、事業者として身体拘束をなくしていくための取組みを積極的に行います。

- ① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③ 一時性・・・利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13. ハラスメント対策について

事業所は、適切な指定訪問介護〔指定第1号訪問事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

14. 苦情対応の体制について

サービス利用に関する苦情に親切丁寧に対応します。

<苦情・要望の受付窓口>

当事業所の訪問介護に関する相談・苦情を承ります。
別紙「苦情受付窓口の設置について（お知らせ）」のとおりです。

行政機関その他苦情受付機関

※南丹市以外の行政窓口につきましては、介護保険被保険者証に記載されている市町村へお問い合わせください。

京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係相談係	所在地：京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町6 20番地（COCON烏丸内） 電 話：075-354-9090 受 付：毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00
京都府福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：京都市中京区竹屋町烏丸東入ル （京都府立総合社会福祉会館 5階） 電 話：075-252-2152 受 付：毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00
南丹市役所（本庁） 福祉保健部 福祉事務所 高齢福祉課 介護保険係	所在地：南丹市園部町小桜町47番地 電 話：0771-68-0006 受 付：毎週月曜日～金曜日 9：00～16：30

15. 法人の概要

法人種別・名称	[法人種別] 社会福祉法人 (平成18年1月4日 設立) [名称] 社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会
代表者・役職	会 長 吉 田 進 (よしだ すすむ)
主たる事務所の所在地	京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内 11 番地
定款に定めた社会福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 福祉サービス利用援助事業 (8) ボランティア活動の振興 (9) 老人居宅介護等事業の経営 (10) 老人デイサービス事業の経営 (11) 小規模多機能型居宅介護事業の経営 (12) 障害福祉サービス事業の経営 (13) 特定相談支援事業の経営 (14) 障害児通所支援事業の経営 (15) 障害児相談支援事業の経営 (16) 移動支援事業の経営 (17) 地域活動支援センターの経営 (18) 生活福祉資金貸付事業 (19) 緊急援護資金貸付事業 (20) 生活困窮者に対する相談支援事業 (21) 生活支援体制整備事業 (22) 法人後見事業 (23) その他この法人の目的達成のため必要な事業
定款に定めた公益事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・生活支援事業 (2) 南丹地域包括支援センターの経営 (3) 居宅介護支援事業

訪問介護(第1号訪問事業)契約 重要事項説明書 確認書

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内6番地4

(名称) ほほえみかぐら 訪問介護事業所

(代表者) 管理者 坂本 暁人 印

(説明者) サービス提供責任者 印

私は、契約書および重要事項説明書により、事業者から訪問介護についての説明を記した文書の交付、説明を受け、同意しました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

(署名・法定) [代理人]

(住所)

(氏名) 印

(続柄)

訪問介護(第1号訪問事業)契約 重要事項説明書 確認書

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 京都府南丹市美山町安掛下8番地

(名称) ほほえみかぐら 訪問介護事業所 美山出張所

(代表者) 管理者 坂本 暁人 印

(説明者) サービス提供責任者 印

私は、契約書および重要事項説明書により、事業者から訪問介護についての説明を記した文書の交付、説明を受け、同意しました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

(署名・法定) [代理人]

(住所)

(氏名) 印

(続柄)